平成２２年（フ）第１９７号
青森県弘前市大字富田３丁目４番地１
債務者　一戸　泰幸
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４４０号
和歌山市市小路114番地の１
債務者　松浦　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４１号
和歌山県橋本市紀見ヶ丘３丁目28番１号
債務者　堂浦　孝文
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４３号
和歌山県海南市日方868番地４
債務者　九鬼　牧子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５５号
和歌山県橋本市神野々441番地　サングレース橋本802号室
債務者　小田垣香代美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５７号
和歌山市内原948番地　浜之宮病院精神科、住民票上の住所和歌山市湊1780番地
債務者　河島　稔子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１７９号
神奈川県藤沢市藤沢545番地　荒川ビル207号室
債務者　宍戸　法男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１０号
横浜市神奈川区沢渡27番地　モガリハイツ１ＦＡ号
債務者　西尾　敏明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０３号
神奈川県藤沢市鵠沼神明３丁目９番18号　リビオン藤沢Ｂ103号室
債務者　中谷　裕代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６号
北海道上川郡当麻町３条西３丁目６番16号
債務者　青柳　美樹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０５号
北海道旭川市宮下通９丁目531番地の１　メゾン・ド・ノール201号
債務者　今野　政寛
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１４号
北海道旭川市豊岡14条３丁目３番４号
債務者　田坂　規剛
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２３号
北海道旭川市永山10条１丁目１番21号　ポーチュラカＡ棟102号室
債務者　山本　奈苗（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２７号
北海道旭川市東８条２丁目４番３号　寿マンション２Ｆ７、住民票上の住所北海道旭川市東８条２丁目４番３号
債務者　佃　　享美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２８号
北海道旭川市豊岡９条２丁目１番５号　壱番館107号
債務者　山崎　敦樹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部